

「富士山～信仰の対象と芸術の源泉」について ユネスコ決議～ユネスコからの勧告・要請事項

資料4

【我が国への勧告事項】

以下の点を尊重しつつ、資産をひとつの存在として、また文化的景観として管理するための管理システムを実施可能な状態にすること。

- a) アクセスの利便性・レクリエーションの提供と神聖さ・美しさの質の維持と相反する要請に関連して、資産の全体構想(ヴィジョン)を定めること。
- b) 神社・御師住宅及びそれらと上方の登山道との関係に関して山麓の巡礼路の経路を特定し、それらがどのように認知・理解されるのかについて検討すること。
- c) 上方の登山道の受け入れ能力を研究し、その成果に基づく来訪者管理戦略を定めること。
- d) 上方の登山道及びそれらに関係する山小屋、トラクター道のための総合的な保全手法を定めること。
- e) 個々の構成資産において来訪者施設(ビジターセンター)の整備及び解説を促進するために、個々の構成資産が資産全体の一部分を成し、富士山の山頂から山麓にわたる巡礼路全体の一部分を成すことがどのように認識・理解できるのかを周知するために、情報提供戦略を策定すること。
- f) 景観の神聖さ及び美しさの両側面を維持するために、経過観察指標を強化すること。

【我が国への要請事項】

2016年の第40回世界遺産委員会において審査できるように、2016年2月1日までに世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。報告書には、文化的景観の手法を反映した資産の総合的な構想(ヴィジョン)、来訪者戦略、登山道の保全手法、情報提供戦略、危機管理戦略の策定に関する進展状況を含めるとともに、管理計画の全体的な改定の進展状況を含めること。

イコモスからのコメントへの対応

1 イコモスへの照会 (平成 26 年 11 月 28 日付け)

文化庁長官名でヴィジョン・各種戦略案(平成 26 年 9 月時点の暫定版(取組事例なし))に対するコメント・助言をイコモスに照会。

※イコモスへの照会は、世界遺産委員会決議において、ヴィジョン・各種戦略の手法に関してイコモスに助言を求めるよう推奨されたことによるもの。世界遺産条約履行のための作業指針等に基づく審査手続ではない。

2 イコモスからのコメント (平成 27 年 1 月 30 日付け)


ヴィジョン・各種戦略の方向性は概ね理解している旨のコメントとあわせ、保全状況報告書の提出に向けて、世界遺産委員会の理解が得られるよう、更に反映できると良い点等についてコメントがあった。

※主なコメントへの対応は、資料 1 - 2 を参照

3 今後の方向性

昨年 12 月に、世界文化遺産協議会で採択したヴィジョン・各種戦略のブラッシュアップを図るとともに、包括的保存管理計画の改定に当たり、実施主体や工程等を明確にするなど、具体的で説得力ある内容を盛り込んでいく。

主なコメントへの対応

| 区分 | イコモスからのコメント | 対応方針 |
|--------------|--|--|
| 全般的コメント | ① 施策及び調査研究等に関する <u>タイムライン</u> を明示すること。 ② 既に達成したこと、中期的（3年以内）に達成可能なこと、長期的に取り組む必要があることを示した <u>アクションプラン（行動計画）を示すことができる</u> と良い。 | 包括的保存管理計画の第 10 章「行動計画の策定・実施」において、 <u>事業の実施主体・実施方法・工程等を具体的に明示</u> するように改定。 |
| 各種戦略に関するコメント | <p>◎<u>来訪者管理戦略</u></p> ① マイカー規制や入山料といった自主規制以外の手法を検討・試行する必要はないか。また、 <u>人々が富士山を訪れる方法を制限</u> することができないか。 ② 登山道の浸食以外の主な負の影響として、 <u>ごみ投棄及びトイレの不備により起こり得る問題</u> があり、両方を解決するためには相当な資源（予算等）が必要となる。 ③ 資産全体のプロモーションや来訪者管理を統合的に行っていくためには、本戦略に山麓の観光地を包含する必要があるように思われる。 | ① ・ <u>来訪者管理の基本的な考え方を分かりやすく記述</u> 。 ・具体的には、 <u>海外の国立公園の先進事例やユネスコ世界遺産センター発行の「世界遺産における来訪者管理～世界遺産管理マニュアル」を参考</u> にしていることを明示。 <div style="text-align: center;">  </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p><u>登山者数を制限することで登山者に起因する全ての課題が解決されるわけではない</u>ため、登山者による影響に着目し、<u>多角的な視点から管理指標を設定</u>し、課題解決のための施策を実施する。</p> </div> ※昨年 12 月に策定した来訪者管理戦略では、上記の考え方を明示。 ② ごみ投棄やトイレのし尿処理等の環境面は、包括的保存管理計画において、 <u>これまでに改善が図られている</u> ことを記載済。（※1） ③ 来訪者管理戦略には、 <u>適宜、山中・山麓の構成資産・構成要素の全体も視野に入れた</u> ものであることを明示。（※1） （※1）包括的保存管理計画の改定に当たり、 <u>改めて実施主体・実施方法・工程等を明示</u> 。 |
| | <p>◎<u>上方の登山道等の総合的な保全手法</u></p> ① 利用者が与える影響という観点からは明確に示されているが、 <u>登山道の表面の安定化や水の管理のための最適な戦略を特定</u> する必要があると考える。 ② 登山道の正式な保全戦略は策定されるのか。 | ・ <u>登山道・山小屋・トラクター道</u> の 3 者間の調和的・補完的な関係に着目した「 <u>上方の登山道等の総合的な保全手法</u> 」（戦略）を策定済。 ・ <u>登山道</u> については、 <u>パトロールを通じた点検・現地材料等を活用した維持補修等を既に実施</u> していることを戦略の <u>取組事例に掲載</u> 済。（※2） （※2）包括的保存管理計画の改定に当たり、 <u>改めて実施主体・実施方法・工程等を明示</u> 。 |

保全状況報告書の提出に向けた今後の対応

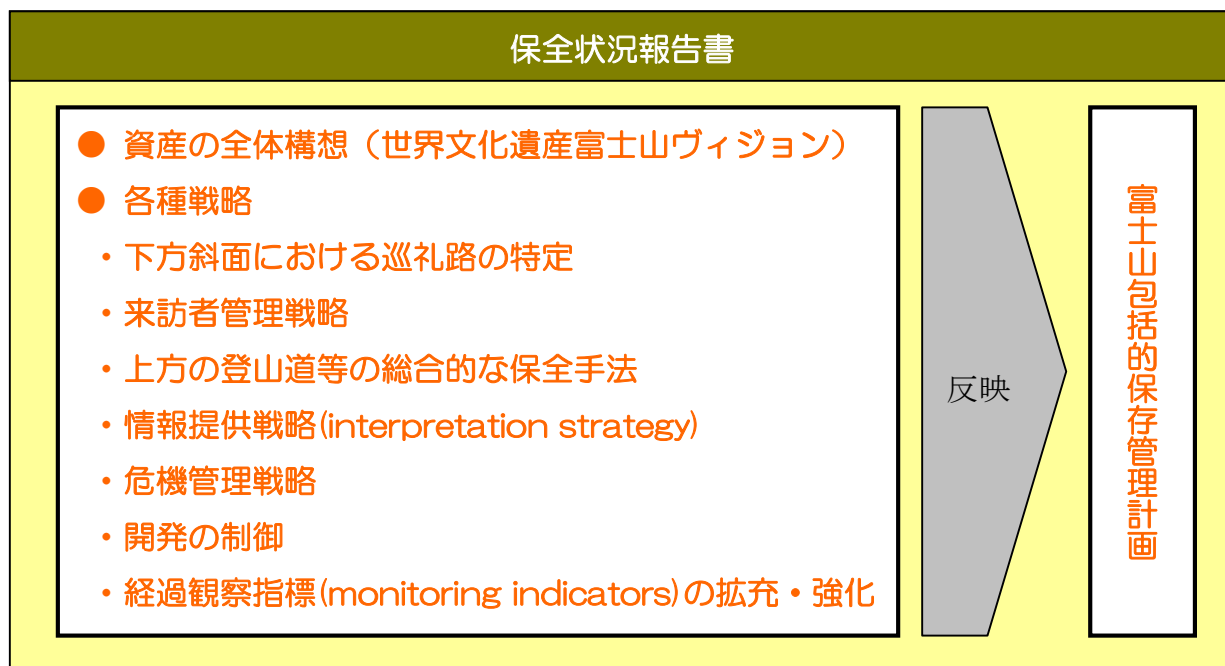
1 ユネスコ世界遺産委員会の要請事項

2016 年（平成 28 年）2 月 1 日までにユネスコの世界遺産センターに保全状況報告書を提出すること。

2 保全状況報告書の提出に向けた取組

文化庁・環境省・林野庁、山梨・静岡両県、関係市町村等を中心に富士山包括的保存管理計画の改定を行い、保全状況報告書を最善のものとする。

<保全状況報告書のイメージ>



3 スケジュール

- ・ 平成 27 年 10 月まで 富士山包括的保存管理計画改定
各種戦略等のブラッシュアップ
- ・ 平成 27 年 10 月～平成 28 年 1 月 英訳作業（委託）
- ・ 平成 28 年 2 月 1 日まで 世界遺産センターへ保全状況報告書を提出
- ・ 平成 28 年夏 第 40 回世界遺産委員会で審査

4 富士山包括的保存管理計画の改定

(1) 包括的保存管理計画の構造 (改定前)

◎本冊

- 第 1 章 包括的保存管理計画策定の目的・経緯、計画の構成・構造等
- 第 2 章 顕著な普遍的価値及び構成資産
- 第 3 章 資産及びその周辺環境の現状・課題
- 第 4 章 基本方針
- 第 5 章 顕著な普遍的価値の保存管理
- 第 6 章 周辺環境との一体的な保全
- 第 7 章 経過観察の実施
- 第 8 章 整備・公開・活用の促進
- 第 9 章 体制の整備・運営
- 第 10 章 行動計画の策定・実施

◎ 分冊 1

資産の保護の根拠となる法律との緊密な関係の下に定められた個別計画の概要

◎ 分冊 2

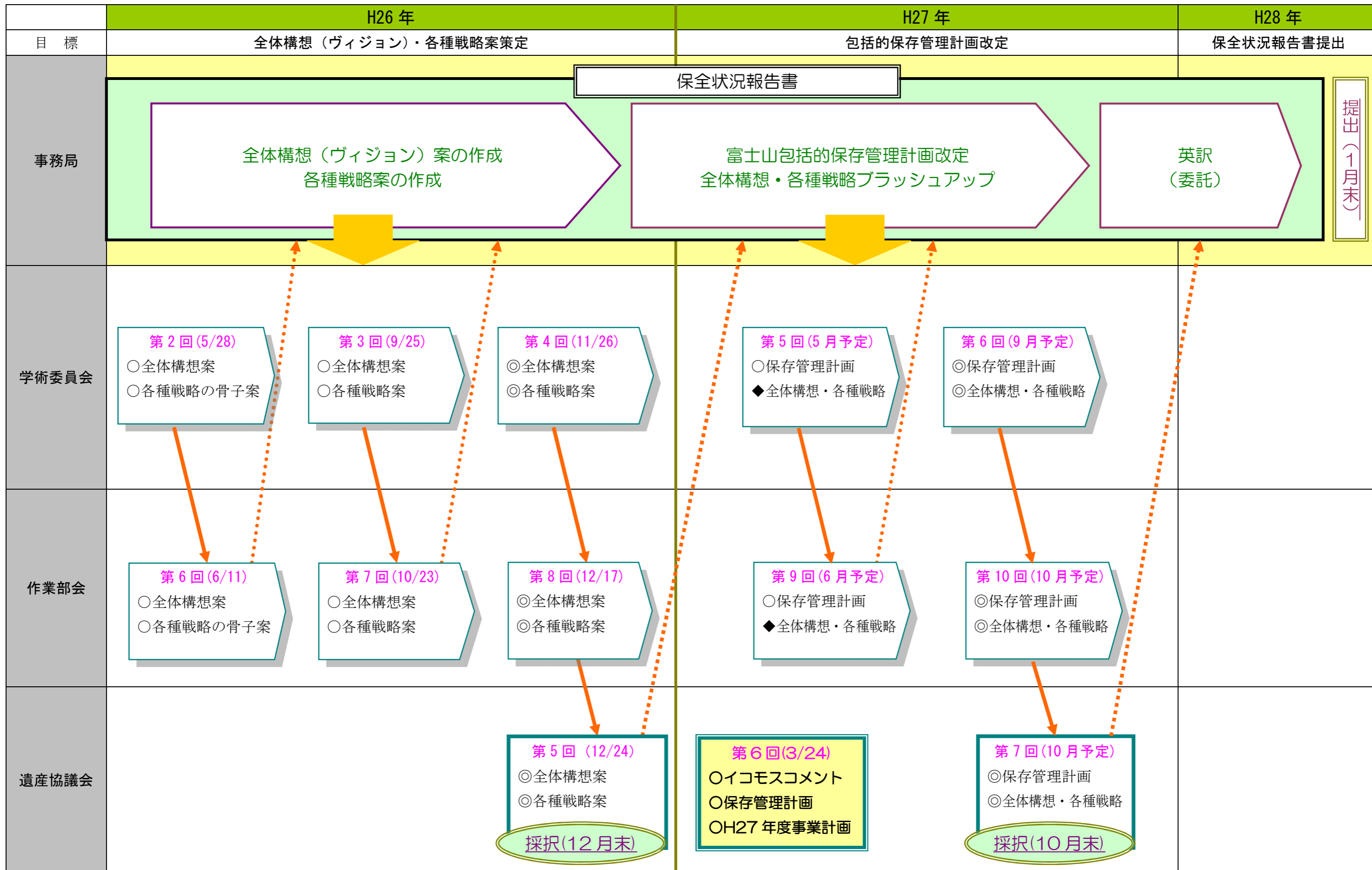
資産の周辺環境の保全の根拠となる法令・制度等の許可等の基準の概要

(2) 改定方針の概要

- 全 10 章からなる基本構造は変更しない
- 追加情報要請への回答、イコモス評価書、第 37 回世界遺産委員会の決議文、世界文化遺産富士山ヴィジョン及び各種戦略の反映
- 文化的景観の管理手法を反映した保存・活用の採用
- 「第 7 章 経過観察の実施」を最終章の第 10 章へ移管 (第 8 章→第 7 章、第 9 章→第 8 章、第 10 章→第 9 章)
- イコモス評価書及び世界遺産委員会決議文を分冊 3、世界文化遺産富士山ヴィジョン及び各種戦略を分冊 4 として添付

※ただし、検討の結果、変更の必要が生じた場合はこの限りではない。

保全状況報告書提出スケジュール (概要)



提出 (1月末)

※ ○協議、◆報告、◎最終案提示